

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程

(平成十九年七月十九日青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第三号)

青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十九号)の規定による青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等については、広域連合長が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第三十号)の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。